



白耳義國陸軍大臣副官陸軍歩兵大尉アル
ベールグーケル外一名叙勲ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治廿九年十二月七日

内閣總理大臣伯爵松方正義 奏

内

閣

224

めくれず

賞勳局上書第三〇九號
内閣總理大臣
私書之四九號

十二月七日

明治廿九年十二月三日

内閣總理大臣

賞勳局總裁



外務大臣上奏白耳義國陸軍全副官陸軍歩兵大尉
エルベルクール同陸軍歩兵大尉アドルフ・エリッヒト両名叙勲ノ儀
右我陸軍歩兵中佐岡部政蔵同村山邦彦同國勲章贈與
可相成ニ付テ右クール及エリッヒトモ我勲章贈與ノ榮ヲ賜リ
度旨同國政府ノ希望ヲ以テ本邦駐劄同國特命全權公使男爵
エルベルクール又スタンヨリ申出候趣右彼我交際上相々贈答有
之ヲ以テ外務大臣上奏通右両名ヲ勲五等ニ叙シ旭日章下賜
被仰出可然哉此段久裁ヲ仰ク

内閣

令般白耳義國皇帝陛下ヨリ我將校陸軍
歩兵中佐岡部政藏同村山邦彦へ同國ノ
勲章贈與可相成ニ付テハ同國陸軍大臣副
官陸軍歩兵大尉アルベール、クークル同陸軍
歩兵大尉アドルフ、ヂユリユットノ兩名ニ對シ
帝國ヨリモ勲章贈與ノ榮ヲ賜リ度旨同
國政府ノ希望ヲ以テ本邦駐劄同國特命
全權公使男爵アルベール、ダヌタンヨリ申出
候ニ付彼我交際上相互交換ノ聖意ヲ以

外務省

テ右兩名ヲ勲五等ニ叙セラレ孰レモ雙光
旭日章御下賜相成候様仕度此段謹テ奏
ス

明治二十九年十一月二十一日

外務大臣伯爵大隈重信

